

くらしの安心情報

情報ファイル NO.114

平成 24 年 1 月 12 日

金融機関の窓口で勧められた投資信託、元本割れしていることに納得いかない！

相談内容

【相談者 40代 女性】

1年前、定期預金をするために金融機関へ行った時、窓口で「投資信託の方が有利」と勧められ、投資信託の申し込みをしました。現在、元本割れの状況ですが、購入時に「元本保証がない」という説明を受けた覚えはありません。解約したほうがいいのでしょうか？

対処方法

「投資信託」とは、投資家から集めたお金をひとつの大きな資金としてまとめ、専門家が株式や債券などに投資・運用する商品で、元本が保証されている金融商品ではありません。

この事例のように金融機関の窓口で、勧誘されるままに商品の内容をよく理解せず契約し、トラブルになったという相談が寄せられています。()

- ・ 相談者には、金融機関に商品の仕組みやリスクについての説明がなされないまま契約したことを主張すること、また解約については投資信託の仕組みをよく理解したうえで判断するよう助言しました。
- ・ トラブルに巻き込まれないためには、購入前にその仕組みやリスクについて十分な説明を受け、それでも理解できない場合は購入しないことが重要です。
- ・ 不明な点は、市町村相談窓口、県消費生活センターにご相談ください。
()取引業者は、元本割れが生ずるおそれがあることなどの説明義務があります。

こちらが
お勧めです！



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談・消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890